

令和8年度地域緑化活動育成支援補助金事業企画募集要領

鳥取県では、県内各地で県民による美しく魅力的な花と緑の地域づくりが展開されることを目的に、緑化を広く県内に普及し、緑化を推進する人材を育成する等、花と緑の地域づくり活動に取り組む団体（国及び地方公共団体を除く。以下「団体等」という。）に対して必要な経費を支援しており、この補助金を活用した令和8年度の事業企画を募集します。

1 補助対象者等

県内に事務所又は活動拠点を有する団体（法人格を有しないものを含む。）のうち、次に掲げるものの以外のも

- ・企業（社会貢献活動に該当すると認められる取組を行う場合を除く）
- ・政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体
- ・暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体
- ・団体として実態のないもの

2 補助対象事業

団体等が行う県内の緑化の普及推進に資する以下の事業

- （1）人材の育成に係る事業
- （2）調査・研究に係る事業
- （3）講座・講演・研修・啓発・交流に係る事業
- （4）イベント等の企画・立案・調整・運営に係る事業（当該経費が補助対象経費の大部分を占めるものでないこと）

3 事業期間

補助金の交付決定の日から令和9年3月31日まで

4 交付対象となる経費等

対象事業	補助対象経費	補助限度額	補助率	補助予定件数
2（1）及び（2）に掲げる事業	別表に掲げる経費（当該事業の実施に当たり、他に収入がある場合は、その収入額を除いた額とします。）	1,000千円	10／10	2件程度
2（3）及び（4）に掲げる事業		600千円	3／4	

5 応募の方法

次の書類を持参、郵送または「とっとり電子申請サービス」で提出してください。

- ① 事業企画書（要領様式第1号） 1部
- ② 事業計画書（様式第1号） 1部
- ③ 収支予算書（様式第2号） 1部
- ④ 団体の概要（要領様式第2号） 1部
- ⑤ 団体の定款の写し又はこれに代わるもの 1部
- ⑥ その他必要な添付書類（事業の参考となる資料） 1部

※各様式は以下の鳥取県生活環境部まちづくり課のホームページからダウンロードできます。

また、「とっとり電子申請サービス」も同ページよりアクセスできます。

【HPアドレス】<https://www.pref.tottori.lg.jp/287799.htm>

※補助金の交付に関する詳細については「地域緑化活動育成支援補助金交付要綱」によるものとします。

6 募集期間と選定結果の通知

(1) 第1回募集

募集開始 令和8年4月16日(木)

募集締切 令和8年5月15日(金)

選定結果の通知 令和8年5月27日(水)

(2) 第2回募集

募集開始 令和8年9月3日

募集締切 令和8年9月17日

選定結果の通知 令和8年10月中旬(予定)

7 選定方法

応募のあった事業内容を審査委員会が下記の評価項目と評価基準により審査し、評価の高いものから選定します。

評価項目	評価基準
事業の必要性 (15点)	【重要性】 ・推進すべき重要な事業であるか。
	【公共性・公益性】 ・事業の実施が県民のメリットになるか。
	【緑化の普及推進との関係】 ・県内の緑化の普及推進に寄与するか。
事業計画の妥当性 (10点)	【事業目標】 ・事業目標設定が具体的で適正か。 ・事業期間内での目標達成は可能か。
	【事業計画】 ・事業計画が具体的で適正か。 ・事業の手段は適正か。
期待される成果 (15点)	【事業成果】 ・事業成果が具体的に設定されているか。 ・目標とする事業成果が達成可能なものであるか。
	【普及・活用の可能性】 ・現場への普及・活用が見込まれるか。 ・地域緑化活動に寄与するか。
事業の実現性 (10点)	【実現性】 ・過去の類似事業の実績があるか。

8 補助金の交付申請

事業企画書の選定結果通知後、事業を実施する場合は、別途、補助金の交付申請が必要です。

9 提出先及び問い合わせ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課 緑地公園担当

TEL : 0857-26-7981 FAX : 0857-26-8113

E-mail : machizukuri@pref.tottori.lg.jp

別表

区分	内 容
補助対象経費	(1) 謝金、旅費（合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1／2を上限とする） (2) 委託料（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合についてはこの限りではない） (3) 使用料及び賃借料、需用費、役務費 (4) 食糧費（事業実施に必要不可欠なもの） (5) 視察に要する経費（実施段階において特に必要と認められるもの） (6) その他、補助事業を実施するために必要と県が認める経費
補助の対象としない経費	(1) 団体等の運営に係る経常的な経費 (2) 団体等のみが利益を受ける資産形成となる経費 (3) 団体等の構成員に対する個人給付的な経費 (4) 国・県・市町村等他の補助金、交付金等の交付の対象となる（予定を含む）経費